

第 33 回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 協議・報告事項等

令和3年10月 28 日(木)

(1) 11月1日以降における県の要請内容等について(報告)

(2) 11月1日以降における町の対応について(協議)

新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための施設使用について

本町では、国の基本的対処方針に沿い、大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した「町主催イベント・会議等の考え方について」により、町主催イベントや施設開放を行ってまいりましたが、令和3年9月30日をもって宮城県の「まん延防止等重点措置」は解除され、令和3年10月1日から令和3年10月31日の県独自の「リバウンド防止徹底期間」も終了することとされました。

これらの状況を踏まえ本町では、11月1日以降の町施設の利用等について以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

施設名	開放状況等
吉岡コミュニティセンター	利用可
町民研修センター	
吉田コミュニティセンター	
宮床基幹集落センター	
鶴巣防災センター	
ふれあいの杜(南コミュニティセンター)	
吉田ふるさとセンター	
落合ふるさとセンター	
吉岡児童館／もみじヶ丘児童館／杜の丘児童館／宮床児童館／吉田児童館／鶴巣児童館／落合児童館	利用可
よしおか放課後児童クラブ	
児童支援センター	利用可 ※ただし、予約制。人数制限あり。
ひだまりの丘(保健福祉総合センター)	利用可 ※ただし、入浴施設、休憩室は当面の間利用不可。
花野果ひろば七ツ森	利用可 ※七ツ森ふれあいの里(バンガロー)の利用人数を制限する場合があります。
四十八滝運動公園	
立輪水辺公園	
蛇石せせらぎ公園	
あさひな湖畔公園	
旗坂野営場	
蠟梅の咲く頃	
七ツ森陶芸体験館	
南川ダム資料館	
吉岡宿本陣案内所	
七ツ森ふれあいの里(バンガロー)	
小・中学校校庭・屋内運動場	利用可 ※ただし、当面は町内のスポーツ少年団の利用に限る。
総合運動公園	利用可
総合体育館アリーナ	
総合体育館柔道場	
総合体育館トレーニング室	利用可 ※当面は予約制、人数、時間制限等あり
テニスコート	利用可
陸上競技場	

多目的広場	
ダイナヒルズ運動公園 野球場	利用可
テニスコート	
多目的広場	
体育センター	
武道館	
自転車競技場	
レクリエーション広場	
教育ふれあいセンター 校舎	
グラウンド	
屋内運動場	
宮床歴史の村	
まほろばホール (ふれあい文化創造センター)	利用可 ※人数制限等あり(大声での歓声、声援を発する、歌唱するおそれのあるもの)
町内各公園	通常利用(公園内にある利用上の注意看板を参照のうえ利用)

令和3年11月1日時点

- 宮城県内に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が発令された場合、またはワクチン接種会場として使用する場合などは、利用予約を取り消させていただく場合があります。
- いずれの施設も、以下の感染拡大防止対策への協力をお願いします。
  - ✚ マスク(不織布)の着用。(体育施設等は可能な範囲で協力を求める)
  - ✚ 自宅もしくは会場での検温
  - ✚ 会場の常時又は定期的換気
  - ✚ 座席間隔をあけての利用
  - ✚ 手指の消毒
  - ✚ 小・中学校校庭及び屋内運動場については当面の間、各種大会、イベントでの利用は不可とします。
  - ✚ その他各施設に応じた利用制限などがありますので、ご協力をお願いします。
- 総合運動公園、ダイナヒルズ運動公園、体育センター、自転車競技場の利用については、総合体育館(電話 022-346-2178)にお問い合わせください。
- 教育ふれあいセンター、レクリエーション広場の利用については、生涯学習課(電話 022-345-7508)にお問い合わせください。
- まほろばホールの利用については、まほろばホール(電話 022-344-4401)にお問い合わせください。
- 感染症の発生状況等に変化が生じた場合には、随時見直します。

町主催イベント・会議等の考え方について(令和3年11月1日以降)

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症から、本町事業への参加者及び施設使用者等の安心・安全を確保するため、本町の事業(※1)及び施設開放(※2)の取り扱いを示すものであり、これまでの「町主催イベント・会議等の考え方について」に代わるものである。

なお、国の基本的対処方針及び宮城県から取り扱いについての指針の変更等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1)町が主催する事業について(式典・講演会・研修会等)

【基本的な考え方】

- イベント開催は「新しい生活様式の定着」や、感染リスクが高まる「5つの場面」の回避を前提とする。
- 全てのイベントについて、適切な感染防止対策が整わないイベントは原則中止または延期を含め慎重な対応をする。
- 開催するイベントについては、下記の目安等に準じ、「(2)イベント開催時の必要な感染防止策」により感染防止策を徹底した上で実施する。

〈催物開催の目安〉

イベントの種類		収容率	人数上限
A	大声での歓声、声援等が想定されないもの	100%	5,000 人又は収容定員 50%以内のいずれか大きい方
B	大声での歓声、声援等が想定されるもの	50% <sup>注</sup>	

注) 異なるグループ間では座席間隔を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。(法24条9項の要請)

〈地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等〉

- 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討(催物を開催する場合には、十分な人と人との距離(1m)を設け、間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に検討)
- 地域で行われる行事等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、イベント開催にあたり適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリの活用や参加者の連絡先の把握を徹底する

(2)イベント開催時の必要な感染防止策

○徹底した感染防止等(収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
○基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで)

		<p>定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</li> <li>*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)</li> <li>*大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する</li> </ul>
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け)</li> <li>・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避</li> <li>*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)</li> </ul>
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> <li>・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。</li> </ul> <p>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</p>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席指定、動線確保などの適切な行動管理</li> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ(COCoA)や、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる</li> <li>・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利</li> </ul>

		用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
○イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

### (3)各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

#### ① 基本的な感染防止対策の実施

- 不織布マスクを着用(ウイルスをうつさない)
- 人と人の距離を確保(1mを目安に)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

#### ② 換気の実施

##### 【窓がある場合】

- 空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする
- 回数は、毎時2回以上確保する
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、窓とドアの間に空気の流れをつくる
- 扇風機と換気扇の併用などで、換気の効果を上げる

##### 【機械換気がある場合】

- 換気量をさらに増やすことは予防に有効であることから、冷暖房効率は悪くなるが、窓やドアを開け、換気設備の外気取入量を増やす
- 通常家庭用エアコンは、空気を循環させるだけなので、別途換気を確保

##### 【乗用車等の場合】

- エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする

#### ③ 感染症対策と熱中症予防について(夏期等で気温・湿度が高い場合)

- 屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構わない
- マスク着用の場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分を補給すること
- 人との距離を十分に確保し、適宜マスクを外して休憩を取ること
- 冷房時でも適宜換気を行い、室内温度が高くないように、エアコンの設定温度を下げるなどの調整を行うこと
- 3つの密(密集、密接、密閉)を避け、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者への目配り・声かけを実施すること

### 3 町主催の会議(審議会, 説明会等)について

- ① 実施する場合は、感染予防策を徹底すること。
- ② ウェブ会議等の活用も検討すること

### 4 職員の出張について

- ① 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や三密を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。

(3)発生状況等について(報告)

(4)新型コロナウイルスワクチン接種の状況について(報告)

接種率、集団接種の実績、追加接種(3回目接種)について

(5)その他

職員の飲酒を伴う懇親会等について  
各地区8行政区、町内会)事業について